

# 大河原町空き家等対策計画を策定しました

本町の自然豊かな環境や交通の要衝、さらには仙南地域の中心性といった条件を活かし、暮らしやすいまちの魅力を一層高めるため、空き家対策等に向けた基本理念を次のように定めました。

## 住みよい住みたくなる魅力ある生活環境の実現 ～健康で活力が生まれ安心して快適に暮らせるまち～

### 計画の目的と位置づけ

#### 背景と目的

近年、全国的に空き家問題が取り上げられ大きな社会問題となっています。空き家のなかには適正に管理されないことから老朽化が進み、屋根の飛散や外壁の崩落など近隣住民に危害を及ぼすような危険と判断される空き家も少なくありません。また、放置された空き家に不審者等が侵入しての放火や犯罪なども懸念されます。

(1) 所有者等による管理の原則  
空き家は所有者等の持ち物であり、その活用及び処分に関する権利や管理責任は所有者等に属するものです。

(2) 地域と連携した情報の把握  
所有者等への情報提供及び助言指導などをを行い、安全安心を確保し、暮らしやすいまちへ誘導します。

(3) 関係事業者団体との連携  
行政だけで問題解決に取り組むのではなく、地域住民や不動産、法務、建築、管理などの専門家と共に、総合的な空き家対策を進めます。

(4) 所有者等の特定について  
所有者等の特定についての促進に活用します。



**対策計画の基本方針**

(1) 具体的な施策等について  
**空き家等に関する情報の整備等**  
人口減少、高齢化が進むなかにあつても本計画を推進し基本理念の実現を図るために具体的な行動計画を策定し、全町あげて取り組みます。

(2) **空き家等に関する情報の収集及び提供**  
空き家等の調査により取得した情報や空き家等対策を行うにあたっての必要な情報を、データベースを整備・管理します。

(3) **空き家等の意向調査**  
空き家等の所有者等に聞き取りやアンケートなどにより意向調査を実施し、適切な管理及び再利用の促進に活用します。

(4) **空き家等の特定について**  
所有者等の特定についての促進に活用します。

**相談体制の整備**  
空き家等に関する相談窓口を一本化し、所有者からの相談や近隣住民からの苦情や要望について受付する体制を構築します。

計画の詳しい内容については、町民生活課環境衛生係または町ホームページをご覧いただけます。

**役場庁内組織の連携**  
空き家等対策については、ムページや広報紙での、情報発信と適切な管理の相談など、所有者等の状況に応じた働きかけを行います。

**空き家等対策に係る現状の課題**  
調査により200戸を超える空き家が存在する状況である、これらの空き家が周辺に与える影響は多岐にわたります。問題解決にも、相当の時間を要するものと考えられます。高齢者の増加とともに、高齢者のみの世帯の増加も予測され、併せて空き家の件数も増加することが考えられます。

**空き家等対策の基本的な考え方**  
空き家対策は、行政だけで対応できるものではありません。所有者の責任、民間企業等との協力など、みんな（官民）が協力した取り組みが必要です。

**計画の位置づけ**  
本計画は「第5次大河原町長期総合計画」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく行動計画であり、さらに今後策定する「大河原町第6次長期総合計画」と密接な関係を持つものです。

**計画期間**  
平成30年度から平成34年度までの5年間

**計画区域**  
本町全域

**本町の現状と課題**

**空き家の実態調査**  
**(1) 調査地域** 本町全域  
**(2) 調査結果** 平成28年度の調査により「空き家」と判断したものは236戸（うち「特定空き家（※1）」と思われるもの17戸）となりました。

**(※1) 「特定空き家」とは**  
①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上有害となるおそれがある状態。  
②適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。  
③その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。